2022年10月1日から

指定難病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

2022年10月1日以降、静岡県が発行する医療受給者証には

「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県または政令指 定都市の指定する医療機関(難病法に基づき指定された医療機関)」 と記載します。

そのため、「各都道府県または政令指定都市の指定する医療機関 (難病法に基づき指定された医療機関)」であれば、新たに利用する 指定医療機関 (*) として事前の申請をしなくても、助成対象として受 診できるようになります。

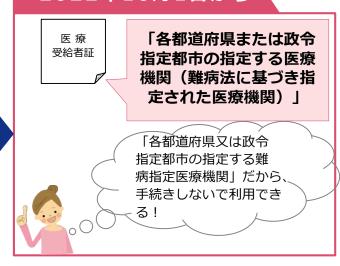
(※) 指定医療機関であるかどうかの確認は、利用する予定の医療機関に直接お問い合わせください。

静岡県の指定医療機関は、静岡県疾病対策課のホームページからも確認できます。

2022年9月30日まで



2022年10月1日から



《令和4年9月30日まで有効の医療受給者証について》

令和4年9月30日まで有効の医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されています。令和4年9月30日までに新たに利用する医療機関がある場合には、保健所等で事前の申請をお願いいたします。

【お問合せ先】(※裏面を参照) 静岡県健康福祉部医療局疾病対策課もしくは管轄の保健所



お問合せ先

	郵便番号	所在地	電話番号
静岡県健康福祉部 医療局疾病対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6 (県庁西館3階)	054-221-3393

保健所	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地区	
賀茂保健所	415-0016	下田市中531-1 (下田総合庁舎4階)	0558-24-2052	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	
熱海保健所	413-0016	熱海市水口町13-15 (熱海総合庁舎1階)	0557-82-9126	熱海市 伊東市	
東部保健所	410-8543	沼津市高島本町1-3 (東部総合庁舎2階)	055-920-2109	沼津市 三編野市 伊豆の町 アマッカ アマッカ アマッカ アマッカ アマッカ アマッカ アマッカ アマッカ	
東部保健所修善寺支所	410-2413	伊豆市小立野66-1 (修善寺生きいきプラザ2階)	0558-72-2310		
御殿場保健所	412-0039	御殿場市竈1113 (静岡県御殿場合同庁舎1階)	0550-82-1224	御殿場市 小山町	
富士保健所	416-0906	富士市本市場441-1 (富士総合庁舎1階)	0545-65-2659	富士宮市 富士市	
中部保健所	426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1 (藤枝総合庁舎3階)	954-644-9273 協津市 藤枝市		
中部保健所 榛原分庁舎	421-0422	牧之原市静波447-1 (牧之原市役所榛原庁舎西館)	0548-22-1151	牧之原市 吉田町 川根本町	
西部保健所	438-8622	磐田市見付3599-4 (中遠総合庁舎西館2階)	0538-37-2550 磐田市 掛川市		
西部保健所 掛川支所	436-0073	掛川市金城93番地	0537-22-3263	袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 森町	
西部保健所 浜名分庁舎	431-0442	湖西市古見1044	053-401-0155		